

掛川市規則第15号

掛川市職員の管理職手当の特例に関する規則をここに制定する。

令和2年6月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の管理職手当の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、財政の状況を考慮し、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）第12条第1項の規定に基づいて支給する管理職手当の額の減額のための特例を定めるものとする。

(管理職手当の額の特例)

第2条 令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間に支給されるべき管理職手当の月額、掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）第31条第3項の規定にかかわらず、同規定中「95,400円」とあるのは「71,550円」と、「76,800円」とあるのは「57,600円」と、「68,000円」とあるのは「54,400円」と、「59,200円」とあるのは「47,360円」と、「43,100円」とあるのは「36,635円」と読み替えて適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。